

平成17年10月25日
警 察 庁

第9回犯罪被害者等基本計画検討会における検討事項について

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

（4）被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討及び施策の実施

- **加害者が逮捕されるまでの危険回避について、民間シェルターも考慮に入れてほしい。【犯罪被害者団体等】**

現在、配偶者からの暴力や人身取引の被害者については、必要に応じて婦人相談所のほか民間シェルターでも一時保護が行われており、警察においても保護の必要が認められる被害者を婦人相談所や民間シェルターへ引き継ぎを行っている。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

性犯罪防止のための取組

- **車両による性犯罪を防止するため、チャイルドロックを禁止してほしい。【パブコメ】**

交通事故防止のための取組

- **飲酒の違反者には「インターロック」（アルコールを検知すると発進できない装置）装着を義務化するなど、再犯防止を徹底すること。【犯罪被害者団体等】**

チャイルドロックについては、子供の交通事故防止のため設置されたものと考えられ、また、インターロックについては、呼気が運転者のものであることを特定できるかなどの問題もあると承知しており、所管省庁等において慎重に検討されるべきものと考えている。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

性犯罪防止のための取組

- **外から車内が見えないようにするスモークガラスを全面的に禁止してほしい。【パブコメ】**

スモークガラスについては、道路運送車両法で規定する保安基準により、規制されているところ、同法を所管する省庁等において慎重に検討されるべきものと考えている。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

2. 安全の確保（基本法第15条関係）

性犯罪防止のための取組

- **強姦教唆的ポルノグラフィを規制してほしい。【パブコメ】**

「強姦教唆的ポルノグラフィ」が具体的に何を示すのか必ずしも明らかではないが、警察では、わいせつ物頒布等の犯罪行為については、刑法第175条を適用し、厳正な取締りを行っている。

また、児童ポルノに該当するものについては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に基づき取締りを行っている。

さらに、青少年に対して著しく性的感情を刺激するような書籍、雑誌、図画、写真、CD-ROM等の図書類については、各都道府県のいわゆる青少年保護育成条例により、18歳未満の者に対する販売等が規制されているものと承知しており、当該規制違反の取締も行っている。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

3. 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

（1）職員等に対する研修の充実等

- **警察・検察・裁判所は常に自分たちの昼間の職務時間帯に犯罪被害者等・遺族・家族である会社員を、有無を言わず勤務を抜け、あるいは有休を取り、来所させようとする。その一方的な姿勢を改めるよう考慮すべき。【犯罪被害者団体等】**

各都道府県警察では、犯罪の被害者やその御遺族等の事件関係者に対して事情聴取等の協力を求める場合は、当該関係者の都合を尊重し、平日の昼間帯に日時の都合が合わない場合には、夜間や休日を利用するなど関係者の利便を図るよう努めているものと承知している。

しかしながら、犯人を逮捕した場合において、犯人の特定を行う必要があるなど、緊急に協力を求める必要がある場合には、必ずしも御要望に沿えないこともあることを御理解いただきたい。

今後とも、できる限り関係者の都合に配慮した協力の要請に努めてまいりたい。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（11）刑事・民事の手続に関する情報提供の拡充

- **パンフレットがどのように配布されているのか、現状をよく調査してほしい。【パブコメ】**

犯罪被害者等基本計画案（骨子）において、「警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かり易く解説したパンフレット等の内容を充実し、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。」「警察において、一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」を配布・説明する制度及び「被害者連絡制度」の改善策について、犯罪被害者等の要望を踏まえた検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。」とされており、御指摘の点も踏まえつつ、「被害者の手引」の適切な配布について検討してまいりたい。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（11）刑事・民事の手続に関する情報提供の拡充

○ 外国語による情報提供も実施すべき。【パブコメ】

警察では、「被害者の手引」の配布により、被害者の救済や不安の解消に資すると認められる情報の提供を行っているところであるが、「被害者の手引」は、犯罪の発生状況等都道府県の実情に応じて作成されている。外国語版の「被害者の手引」についても、外国人の犯罪被害者等の多寡等都道府県の実情に応じて作成の必要性が判断されているものと認識している。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **死亡事件及び死亡事故が起きた場合、警察署長が報道機関へ発表すること。【パブコメ】**

各都道府県警察においては、内規等により警察署の副署長、次長等を「広報担当者」として定めているのが通例であるが、これは、警察署長は犯罪の捜査、交通の取締り等、警察署の業務全般を統括し、その業務は極めて多岐にわたり、多忙であること等の事情がある一方、責任ある者が広報事務を統一かつ円滑に行うという観点から、警察署の副署長、次長等が、警察署長の指揮を受けつつ、「広報担当者」として一元的に報道発表に当たることとしているものである。

死亡事件・事故については、その具体的な内容は千差万別であることから、これに係る報道機関への発表者を一律に署長とすることは適当でないが、事案の内容に応じて、必要の都度警察署長もこれに応じているものと承知している。

なお、報道機関に発表した内容に補足・追加等があった場合には、速やかに行っているところである。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **未解決事件について、所轄署内にその事件専属の人（例えば被害者連絡担当係。警視以上）を置くような仕組みがほしい。【犯罪被害者団体等】**

警察では、「被害者連絡制度」を設け、警察署の事件担当捜査員が被害者等に、捜査に支障のない範囲において、捜査状況等の連絡を行っているところであるが、犯人検挙に至っていない未解決事件については、殺人や性犯罪等の身体犯は被害申告後おおむね2ヶ月後に、ひき逃げ事件の場合はおおむね2週間後に、それぞれ捜査状況の連絡を行い、また、それ以降も必要に応じて連絡を行うこととしている。

この制度では、刑事課長等（警視又は警部）から指定された「被害者連絡担当係」が、被害者連絡の実施状況の管理や被害者連絡を実施する事件担当捜査員に対する指導などを行っており、連絡の遅延や漏れのないように努めているものと承知している。

なお、「被害者連絡制度」については、第4回犯罪被害者等基本計画検討会において、「一定の期間毎に連絡してほしい。」「事件担当捜査員の異動による交代後も確実に連絡してほしい。」との御意見が出されたところであり、同制度の充実方策について、今後検討することとしている。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **未解決事件について、情報提供を呼びかけるビラ等がある場合、全国の警察や駐在所、公共機関に掲示する仕組みが必要。【犯罪被害者団体等】**

未解決事件に関する情報提供を求めるビラ等については、警察で作成したものに限らず、被害者等の方々が作成されたものも、可能な限り警察署や公共施設等多数の国民が視認できる場所に掲示等しているものと承知している。

また、交通関係の主な未解決事件であるひき逃げ事件捜査についても、発生現場への立て看板の設置、発生場所の通過車両（者）や近隣の警察署、公共機関等に対する手配ビラ等の配布、掲示等を実施しているものと承知している。

しかし、全ての未解決事件に関するビラ等を全国の警察署等に掲示するとの趣旨であれば、掲示場所の確保等の問題もあり、困難であることを御理解いただきたい。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **増加する重要犯罪を解決していくためには、まず犯罪そのものの認知度をあげることが重要である。インターネットで検索できるようにしてほしい。【犯罪被害者団体等】**

重要未解決事件のうち、認知度を上げる必要があるなど情報を公開することにより事件解決に有効・適切と考えられるものについては、各都道府県警察のウェブサイトを利用する等により、情報提供を求めるとともに、事件の概要等も公開している。

今後も、各都道府県警察において、ウェブサイトの構成等捜査に係る情報の公開の在り方については、適宜工夫がなされていくものと承知している。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **未解決事件について、情報提供に関する全国共通の専用ダイヤルを設け、情報の一元化が必要。【犯罪被害者団体等】**

重要未解決事件については、各都道府県警察がフリーダイヤルによる専用電話回線を設けるなど、広く国民から情報提供を求めているところである。

なお、警察が事件に関する情報の提供を受けた場合は、その情報はすべて当該事件を捜査すべき部署に一元化することとしている。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **一定期間未解決ならば自動的に全国規模で捜査される仕組みを制度化すべき。【犯罪被害者団体等】**

事件捜査に当たっては、当該事件を捜査する都道府県警察が、必要に応じ他の都道府県警察に対し、情報提供を求めるほか、現場指紋等の捜査資料・情報については、全国的に該当する検索、照会等を行うことが可能となっている。

また、関係都道府県警察における合同・共同捜査が必要な場合には、協力して捜査を実施しているところであり、必要な事件においては、全国的規模で捜査される仕組みが既に制度化されている。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **未解決事件の事例を全国的に収集し、検討を行う組織を構築してほしい。【犯罪被害者団体等】**

警察庁では、重要な事件・事案等に関し、これを認知（発生）又は検挙したとき等に、各都道府県警察から速やかに事案の概要や捜査の経緯等について報告を求めており、これを検討の上、捜査の参考になると思われる事項について、各都道府県警察にフィードバックして捜査の現場で活かされるよう努めているところであり、そのための指導体制を構築しているところである。

なお、事件・事案の内容によっては、警察庁・管区警察局が直接、関係都道府県警察を招致するなどして捜査指導を行っているところである。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

- **未解決事件に対する懸賞金設定における警察の協力の在り方を改善してほしい。**
【犯罪被害者団体等】

懸賞金は、民間団体や御遺族等が主体となって実施しており、警察では、その申し入れがあった場合、当該事件の内容や捜査の進捗状況、当該団体の性格等を総合的に勘案しつつ、可能な協力をしているものと承知している。

懸賞金設定の前後において、協力の程度に差が出るということはないと考えるが、そのような御指摘を受けることがないように努めてまいりたい。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

○ 未解決事件について、捜査の手法・体制を知りたい。【犯罪被害者団体等】

警察では、被害者等に対し、「被害者連絡制度」により、被害者から事情聴取を行った捜査員等の事件担当捜査員が、情報提供を望まない方を除き、面接あるいは電話等の方法により、捜査状況等の情報を提供するとともに、被害者等からの照会に対し適切に対応するよう努めている。

なお、御要望については、捜査の手法・体制の全てを明らかにすることは、捜査活動に与える影響が大きいことから困難であることを御理解いただきたいが、捜査に支障のない範囲においては、被害者連絡制度に基づき情報提供しているものと承知している。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

（12）捜査に関する適切な情報提供

○ 外国語による情報提供も実施すべき。【パブコメ】

警察では、通訳センター等の部署を設けているほか、語学能力に優れた職員の中から適性に応じて通訳員に指定して運用しているものであるが、これらの部署との連携を図り、外国語による「被害者連絡」の対応にも努めているところ。

第3 刑事手続への関与拡充への取組

2. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法第18条関係）

加害者の厳罰化等

- **集団暴行による犯罪は傷害致死とされる例が多い。被害者本人にとって抵抗のすべを奪われた集団暴行は殺人事件として取り扱うべき。【犯罪被害者団体等】**

被害者が死亡した事件は、法と証拠に基づいて、殺人事件として立件すべきものについては殺人事件として立件しており、集団暴行により被害者が死亡した事件についても同様である。

第6 基本法第11条から第23条までのいずれか単一の条文に整理することが困難であり、各重点課題との関係について更に検討を要するとされたもの
(1) 交通事故捜査の体制強化等

- **(被疑者供述によらず、捜査は科学的捜査をしてほしい。) 科学捜査研究所の鑑定を必ずしてほしい。科学研究所の処理限界があるのであれば、交通事故鑑定制度の法整備をし、民間の鑑定士を活用すべき。【犯罪被害者団体等】**

事案の真相究明のためには、現場の客観的状況や証拠に基づき、迅速・的確に必要な捜査を推進することが重要であると認識している。

このため、各都道府県警察においては、交通事故捜査を担当する課に事故捜査指導官を設置し、原因の究明が困難な交通事故について警察署に対する実地指導に当たらせるなど、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種捜査研修を実施するなど、より一層の交通事故捜査の充実に努めているところである。

また、高度な交通事故鑑定を必要とする場合においては、必要に応じて、科学捜査研究所を始め、大学、研究機関等に鑑定を委託するなどして、的確な交通事故捜査に努めているところである。

なお、「交通事故鑑定制度の法整備をし、民間の鑑定士を活用すべき」の趣旨が必ずしも明らかでないが、警察庁においては、的確な交通事故捜査を行うため、交通事故鑑定に関する専門的教育等を実施し、鑑定能力を有する交通捜査員を育成し、また、各都道府県警察においても、部内研修等を実施するなど、鑑定能力の向上等に努めているところである。

平成 17 年 10 月 20 日

内閣府犯罪被害者等施策推進室担当官 殿

警 察 庁

犯罪被害者等基本計画案試案（第 9 回検討会用事務局案）に対する質疑について

次のとおり質疑するので、ご回答願います。

記

1 質疑

(1) 質疑する項目

試案「第 2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」中、「1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第 14 条関係）」の（18）における「被害少年」を「少年被害者」に改めることについて

(2) 質疑の内容

当庁としては、「被害少年」の用語について、警察庁組織令（昭和 29 年政令第 180 号）第 17 条第 4 号及び少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条第 7 号と同様のものとして使用しており（ ）修文の必要はないと考えるが、基本計画における用語の混乱を避けるため、「少年被害者」に用語を統一するとの趣旨であれば、基本計画における「少年被害者」が当庁において使用している「被害少年」と同義となるか否かについてご教示願いたい。

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年（20 歳未満）をいう。

したがって、「被害少年」には、犯罪により被害を受けた少年のみならず、いじめや嫌がらせのうち、犯罪に至らないものの少年の心身にダメージを与える点で、犯罪行為と同視できるものなど、少年の健全な育成を阻害すると認められる行為により被害を受けた少年も含まれる。

平成 17 年 10 月 21 日

内閣府犯罪被害者等施策推進室担当官 殿

警 察 庁

犯罪被害者等基本計画案試案（第 9 回検討会用事務局案）に対する意見
提出について

次のとおり意見を提出します。

記

1 意見の内容

第 3 刑事手続への関与拡充への取組

1. 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（基本法 第 18 条関係）

(14) 交通事故捜査の体制強化等

~~警察において、警察本部による事故捜査体制の強化を図るとともに、~~
科学的捜査を推進するため、交通事故捜査員に対する各種研修を実施す
る ほかなど、捜査支援機器の整備・活用を図るなど、一層の交通事故捜
査の充実に努める。【警察庁】

~~(15) 交通事故自動記録装置の整備~~

~~警察において、交通事故多発交差点への交通事故自動記録装置の整
備に努める【警察庁】~~

2 意見の理由

上記(14)(15)については、「犯罪被害者等基本計画案（骨子）第 6 基本法第
11 条から第 23 条までのいずれか単一の条文に整理することが困難であり、各
重点課題との関係について、更に検討を要する。」とされていたものである。

交通捜査の充実という観点から交通事故自動記録装置を整備することは、重要
なことであると考えられるが、交通捜査を支援する機器は、交通事故自動記録装
置だけではないことから、捜査支援機器全般の整備・活用に努め、交通事故捜査
の体制強化等、交通捜査の充実を図る必要があるため、一本化するもの。

以 上